

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

2019年1月11日
規程第1号

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人上野教育文化財団（以下「本財団」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）並びに手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員は、前項の規定にかかわらず、報酬等を辞退することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員及び役員の報酬並びに賞与の総額は、別表1「評議員の報酬及び賞与の総額」及び別表2「役員の報酬及び賞与の総額」に定める金額の範囲内とし、代表理事は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の役員の報酬及び賞与を決定するものとする。

2 前項にかかわらず、監事の報酬等は、評議員会で決定した額の範囲内で、監事の協議により支給するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 評議員の報酬は、評議員会の開催等、必要の都度、支払うものとする。

2 役員の報酬は、理事会の開催等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積

立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 評議員及び役員には、その通勤の実態に応じて、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本財団は、評議員並びに役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立登記を行った日より施行する。

別表1 「評議員の報酬及び賞与の総額」

評議員会等出席の都度、謝金として一人一律 20,000円

別表2 「役員の報酬及び賞与の総額」

理事会等の出席の都度、謝金として一人一律 20,000円

注：報酬額は、源泉徴収税額（日額表乙欄適用）差引き後の金額とする。